

## EU 加盟国のデータ保護機関との対話・調査結果について

- 個人情報保護委員会は、国境を越えた個人データの流通が増大する中、その円滑な移転を確保するための環境整備に取り組んでいるところである。その中で、日 EU 間の個人データの移転については、相互の円滑な移転を図る枠組みの構築を視野に、欧州委員会司法総局との間で累次の対話を重ねてきており、互いの個人情報保護制度に関する理解が進んでいるところである。こうした状況を踏まえ、EU 加盟国のデータ保護機関（DPA）等と面談し、我が国の個人情報保護制度や当委員会における執行状況について説明するとともに、訪問国における個人情報保護への取組についての情報収集を行っているところである。本年 1 月以降これまでに、次の 12 か国の DPA 等と面談を行った。

ベルギー、チェコ、ドイツ、スペイン、フランス、ルクセンブルク、  
オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、英国

- 各 DPA との意見交換の中で、注目される点は以下のとおりである。

### 【データ保護機関の体制】

- ・ 我が国と違い、多くの国の DPA では執行のみ行っており、制度は別の行政機関が所管している。
- ・ 職員体制は各国ともかなりの規模を有しており、中には、EU 一般データ保護規則（GDPR）の施行に向けて、更に DPA の人員・予算を増強する機関がある。
- ・ 具体的な執行状況については、活動の内容に各国それぞれの特色がみられた。
- ・ 内閣との関係や予算の観点から、DPA の独立性については制度的な違いがみられる。

### 【我が国の制度に対する認識】







- ・ 多くの国が、我が国の個人情報保護制度について高い関心を持っており、認定個人情報保護団体制度に対する評価が高い。
- ・ 独立機関である当委員会の設立を歓迎し、EU との対話を始めとする当委員会の国際的な取組を評価する意見が多く表明された。
- ・ 当委員会との執行協力に積極的に関心を示す国も複数あった。
- ・ APEC 等を通じたアジアとの連携を重視する国も複数あった。

- 英国については、DPA（ICO）と文化メディアスポーツ省（DCMS）を訪問した結果、以下の点が確認された。
  - ・ 日英間の連携は重要と考えており、具体的な連携について議論を進めることに前向きな姿勢であった。
  - ・ EU 離脱後の国内法については、GDPR と同様の体系を法制化する予定であるとの見解が示された。
  
- 引き続き、欧州各国の DPA について調査を進めるとともに、様々な機会をとらえて意見交換・情報共有を行っていくこととする。

## EU加盟国のデータ保護機関との対話・調査結果について

国名	面談日	面談先機関名	対話内容及び執行状況 (※執行状況は直近の年間実績)	職員数	予算	制度所管官庁
ベルギー王国 Kingdom of Belgium  人口：約1,135万人	2017年5月11日	Commission for the Protection of Privacy	<ul style="list-style-type: none"> <li>●GDPRの適用により業務は増えるが、政治的に大きく主張されることはなく予算と人員は例年並みである。</li> <li>●我が国の国際移転に関する制度について高い関心が示された。</li> <li>●我が国の個人情報保護法の改正について、5000人要件の撤廃や認定個人情報保護団体制度を評価する発言があった。</li> </ul>	55	約700万ユーロ (約8.4億円)	司法省
チェコ共和国 Czech Republic  人口：約1,055万人	2017年6月15日	The Office for Personal Data Protection	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人データ保護に重きを置いた機関であるが、政府が保有するデータの利用促進に関する業務を担当する部署がある。</li> <li>●法律は所管していないが、法案について意見を述べる権限を有している。</li> <li>●EUの一員として我が国を重要なパートナーと認識している。</li> <li>●認定個人情報保護団体制度等、我が国のプライバシー保護について評価する発言があった。</li> <li>●29条作業部会とAPPAが共催したGDPRに関するワークショップの模様について関心が示されたため、当委員会よりその内容について説明を行った。</li> <li>●執行状況(2015年)：相談・照会は約3,000件、苦情受付は約1,500件、検査は約120件</li> </ul>	100	約650万ユーロ (約7.8億円)	内務省
ドイツ連邦共和国 Federal Republic of Germany  人口：約8,250万人	2017年3月8日	Federal Commissioner for Data Protection and Freedom of Information (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●我が国の制度改正や運用、国際的な取組に高い関心が示された。</li> <li>●GDPRの施行に向けて、組織の再構築等に取り組んでいる。</li> <li>●プライバシーコミッショナー会議における我が国の取組について関心が示された。</li> <li>●当委員会との執行協力に関心が示された。</li> <li>●執行状況(2015年)：立入検査・助言等は199件、苦情処理は21,029件(書面が7,744件、電話窓口が13,285件)</li> </ul>	115	約1,295万ユーロ (約15億円)	Federal Commissioner for Data Protection and Freedom of Information
スペイン王国 Kingdom of Spain  人口：約4,646万人	2017年5月22日	Spanish Data Protection Agency (AEPD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●両国ともに制度改正のプロセスが進む中で、意見交換の機会を持てたことを歓迎していた。</li> <li>●目下、GDPR施行に伴う国内法の改正に取り組んでいる。(改正案を作成中で、司法省の承認を経て議会にかけるとの予定)</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情・請求受理は10,523件、法律相談は387件、情報請求は236,955件、情報登録は661,137件</li> </ul>	156	約1,410万ユーロ (約17億円)	司法省及び内務省
フランス共和国 French Republic  人口：約6,699万人	2017年1月31日	National Commission of Informatics and Civil Liberties (CNIL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●GDPRの認証制度の導入にあたり、我が国の認定個人情報保護団体制度が参考になる。</li> <li>●技術革新が進む中で、個人情報の保護と利活用の適切なバランスをとることが大事である。</li> <li>●技術革新を大切にしなが、産業団体等と交渉を行い個人情報保護のための行動規範を作っている。</li> <li>●29条作業部会とAPPAが共催したGDPRに関するワークショップへの参加について提案があり、当委員会より委員が参加した。</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情受付は7,703件、立入検査は430件、催告は82件、警告は9件、制裁は13件</li> </ul>	195	約1,700万ユーロ (約20億円)	National Commission of Informatics and Civil Liberties (CNIL)
ルクセンブルク大公国 Grand Duchy of Luxembourg  人口：約576,249人	2017年6月16日	National Commission for Data Protection	<ul style="list-style-type: none"> <li>●十分性認定と併せて個人情報保護法第24条の指定をするのはとても良いと認識しており、データの相互の越境移転を促進することは重要と考えている。</li> <li>●アジアに関心をもっており、様々な国際会議で情報収集を行っている。</li> <li>●法の立案を行う権限は有していないが、データ保護に関する法案について意見を提出する権限を有している。</li> <li>●GDPRの下で企業の取るべき行動をFAQ形式でまとめ、ウェブサイトで紹介している。</li> <li>●当委員会の組織体制について評価が示された。</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情受付件数は185件、審議実績は32件、</li> </ul>	21	約205万ユーロ (約2.5億円)	首相府

※ドイツのDPAは18機関存在し、その内訳は連邦レベルが1機関(Federal Commissioner for Data Protection and Freedom of Information)と州レベルが17機関である。

国名	面談日	面談先機関名	対話内容及び執行状況 (※執行状況は直近の年間実績)	職員数	予算	制度所管官庁
オランダ王国 Kingdom of the Netherlands  人口：約1,710万人	2017年2月2日	The Dutch Data Protection Authority	<ul style="list-style-type: none"> <li>●我が国を重要な市場と認識しており、DPA間における意見交換と協力は重要と考えている。</li> <li>●当委員会の広報活動や、国際的なデータ保護の発展・挑戦に関心のある小規模事業者への対応について関心が示された。</li> <li>●GDPRは28か国の法律を1つに統合し、EU内での公平な土俵作りに寄与する。</li> <li>●29条作業部会は、英語をEDPB内での共通語とすることを決定した。</li> <li>●国際協力の重要性和データ保護・プライバシーコミッショナー国際会議(ICDPPC)の功績が強調された。また、当該国際会議に参加することは、どのようなDPAにとっても国際的に存在をアピールする良い機会であるとの発言があった。</li> </ul>	約80	約810万ユーロ (約9.7億円)	The Dutch Data Protection Authority
オーストリア共和国 Republic of Austria  人口：約860万人	2017年6月14日	Austrian Data Protection Authority	<ul style="list-style-type: none"> <li>●執行協力について、現在ヨーロッパとしか行っていないが、今後は我が国を含むアジアの国々についても検討していきたい。</li> <li>●公共部門と民間部門の両方に対して権限があり、公共部門には拘束力のある決定を出すのが、民間部門の場合は原則拘束力のない決定又は勧告を出している。</li> <li>●イギリスで行われるワークショップ及びCoE108号条約の会合に参加することを勧められ、当委員会より参加した。</li> </ul>	28 (法改正を経て44となる予定)	約176万ユーロ (約2.1億円)	首相府
ポーランド共和国 Republic of Poland  人口：約3,844万人	2017年3月7日	The Bureau of the Inspector General for the Protection of Personal Data(GIODO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●データ保護法制が整備されてから20年が経過している。</li> <li>●我が国の個人情報保護法制やCBPRに高い関心が示された。</li> <li>●コミッショナー会議における我が国の取組に関心が示された。</li> <li>●GDPRの施行後は、国際案件もあるため苦情がより増加することを予想している。</li> <li>●苦情対応は1～2ヶ月以内に終えることとしている。</li> <li>●法律は所管していないが、法案について意見を述べる権限を有している。</li> <li>●検査拒否の場合は罰金を課すことができる。</li> <li>●執行状況：法解釈の照会は年間約3,000件、立入検査は192件(2016年)</li> </ul>	約130	約2,000万ズロチ (約6億円)	デジタル化省
ポルトガル共和国 Portuguese Republic  人口：約1,037万人	2017年5月23日	National Commission for Data Protection (CNPD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●EU各国との執行協力に関しては、特段MOUは締結しておらず、外国の機関から提供された情報については、基本的にDPAの外には出されない。</li> <li>●我が国の企業は法令遵守の意識が高いと認識している。</li> <li>●我が国の認定個人情報保護団体制度について関心が示された。</li> </ul>	31	約255万ユーロ (約3億円)	なし (議会が法案を作成している)
ルーマニア Romania  人口：約1,976万人	2017年5月17日	The National Supervisory Authority for Personal Data Processing	<ul style="list-style-type: none"> <li>●EU全体の財政危機が影響を及ぼしており、予算増強が思うように進まない。</li> <li>●GDPRの施行に伴い、Law677(個人データ保護について規定)は廃止してLaw102(DPAの設置や権能を規定)に統合し、国内法(調査権限等)をGDPRに合わせていく予定である。</li> <li>●執行状況(2015年)：立入検査は106件 (計画的な検査+非常事態に際して行う検査を平均週2回程度) 苦情処理は1,074件</li> </ul>	36	約100万ユーロ (約1.2億円)	The National Supervisory Authority for Personal Data Processing
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland  人口：約6,511万人	2017年2月3日	The Information Commissioner's Office(ICO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日・英・EU間の関係は重要であり、連携・協調関係をさらに高めることが重要である。</li> <li>●離脱後のEUとの関係を考えれば、GDPRについて日英は置かれている立場が似ているため、連携していきたい。また、執行協力について前向きな姿勢である。</li> <li>●GDPRと同様の内容を国内法化することが想定されており、十分性認定については個人情報保護法第24条と同様の法案を検討しているため、日本の法改正事項は参考になった。</li> <li>●英国はEUと価値観を共有しており、同時に米国、APECとも強い橋を架ける必要がある。</li> <li>●英国が議長を務める執行協力に関する国際作業部会に関連して、我が国との情報共有に資するMoUの締結をしたいとの発言があった。</li> <li>●執行状況(2015年)：データ保護に関する相談受付は16,388件、 公的機関が保有する情報の公開に関する受付は5,181件</li> </ul>	442	約2,500万ポンド (約35億円)	文化・メディア・スポーツ省
	2017年4月11日	文化・メディア・スポーツ省 (ICOも同席)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●EUが、十分性認定の優先度において我が国をトップに位置付けていることに関心が示された。</li> <li>●個人情報保護法第24条による国指定に関心が示された。</li> <li>●EU離脱後の国内法について、GDPRと同様の内容を法制化したいとの発言があった。</li> <li>●EU離脱後も、EUとの間でデータに関する国際協力に取り組む考えである。</li> <li>●個人情報保護委員会における各国との関係構築への取組はきわめて有益なものであるとの発言があった。</li> </ul>	—	—	—